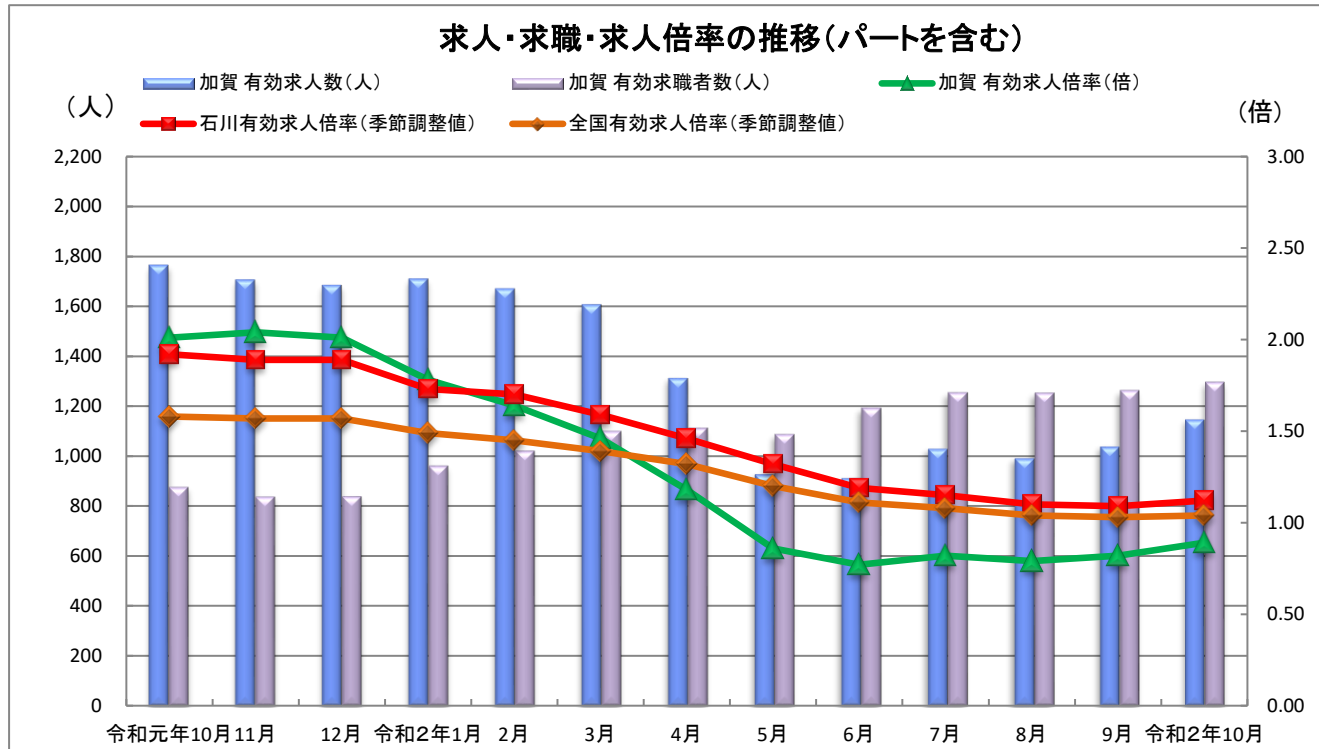


業務月報 ハローワーク加賀

令和2年11月 発行
加賀公共職業安定所
(管轄区域)加賀市

〒922-8609
加賀市大聖寺菅生イ78-3
TEL0761-72-8609 FAX0761-72-

◆労働市場の動き（令和2年10月）



	令和元年10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和2年10月
加賀 有効求人数(人)	1,765	1,707	1,685	1,711	1,671	1,608	1,314	931	916	1,033	994	1,041	1,150
加賀 有効求職者数(人)	876	838	840	961	1,021	1,100	1,112	1,087	1,193	1,254	1,252	1,262	1,295
加賀 有効求人倍率(倍)	2.01	2.04	2.01	1.78	1.64	1.46	1.18	0.86	0.77	0.82	0.79	0.82	0.89
石川 有効求人倍率(季節調整値)	1.92	1.89	1.89	1.73	1.70	1.59	1.46	1.32	1.19	1.15	1.10	1.09	1.12
全国 有効求人倍率(季節調整値)	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03	1.04
加賀 正社員有効求人倍率	1.86	1.93	2.02	1.89	1.70	1.44	1.09	0.88	0.77	0.80	0.77	0.83	0.86
石川 正社員有効求人倍率(原数値)	1.40	1.48	1.52	1.37	1.28	1.19	1.05	0.94	0.90	0.89	0.89	0.90	0.94

* 加賀所は原数値

＜加賀公共職業安定所の状況＞

求人の状況 新規求人数(全数)は548人で、前年同月比4.2%増となった。
主な産業別での新規求人状況は、建設業61人、製造業62人、運輸業21人、卸・小売業40人、飲食・宿泊業177人、医療・福祉105人、サービス業42人となった。
製造業では、前年同月比34.7%減となっている。
有効求人数(全数)は1,150人で、前年同月比34.8%減となった。

求職の状況 新規求職者数(全数)は254人で、前年同月比10.0%増となった。
有効求職者数(全数)は1,295人で、前年同月比47.8%増となった。
有効求職者数のうち雇用保険受給者は557人で、前年同月比96.1%増となった。

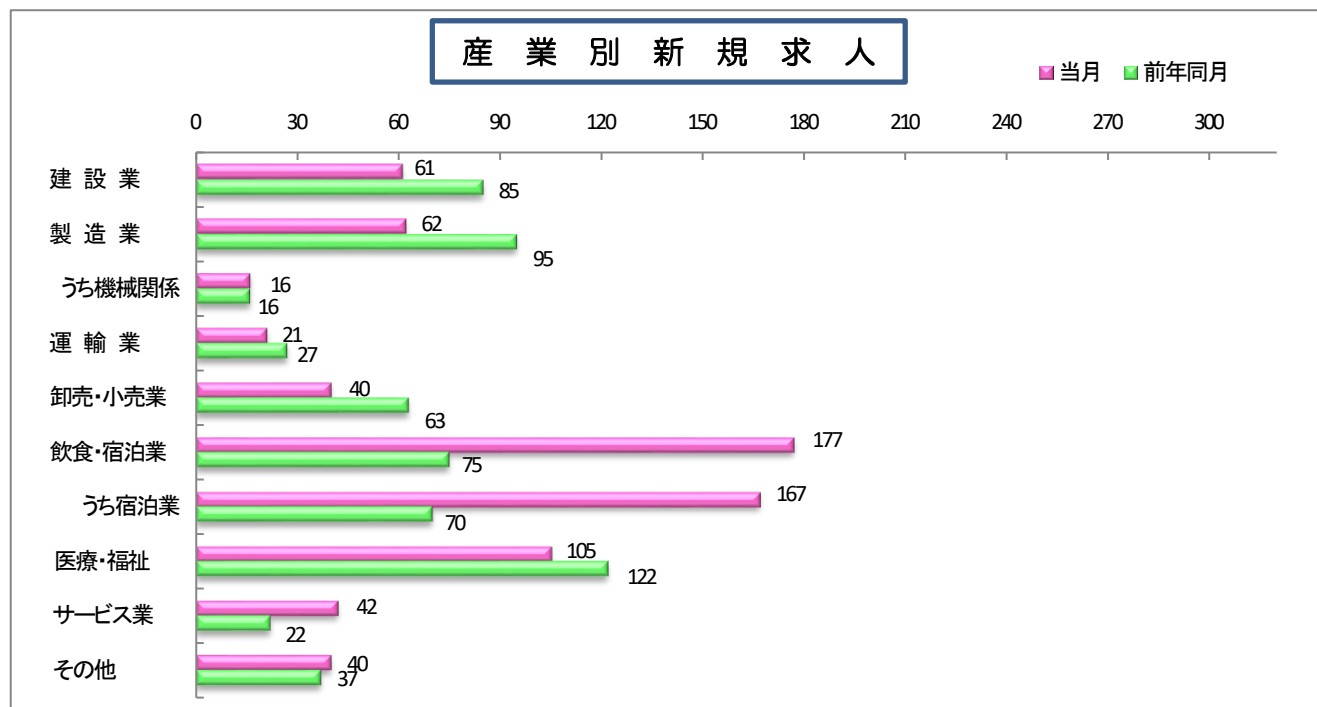
有効求人倍率 有効求人倍率(全数)は0.89倍となり、前年同月比1.12P低下となった。
なお、正社員有効求人倍率(原数値)は0.86倍となった。

企業整備 10月の企業整備は、製造業2件4名、飲食・宿泊業1件10名であった。
(同一月2人以上の整理)

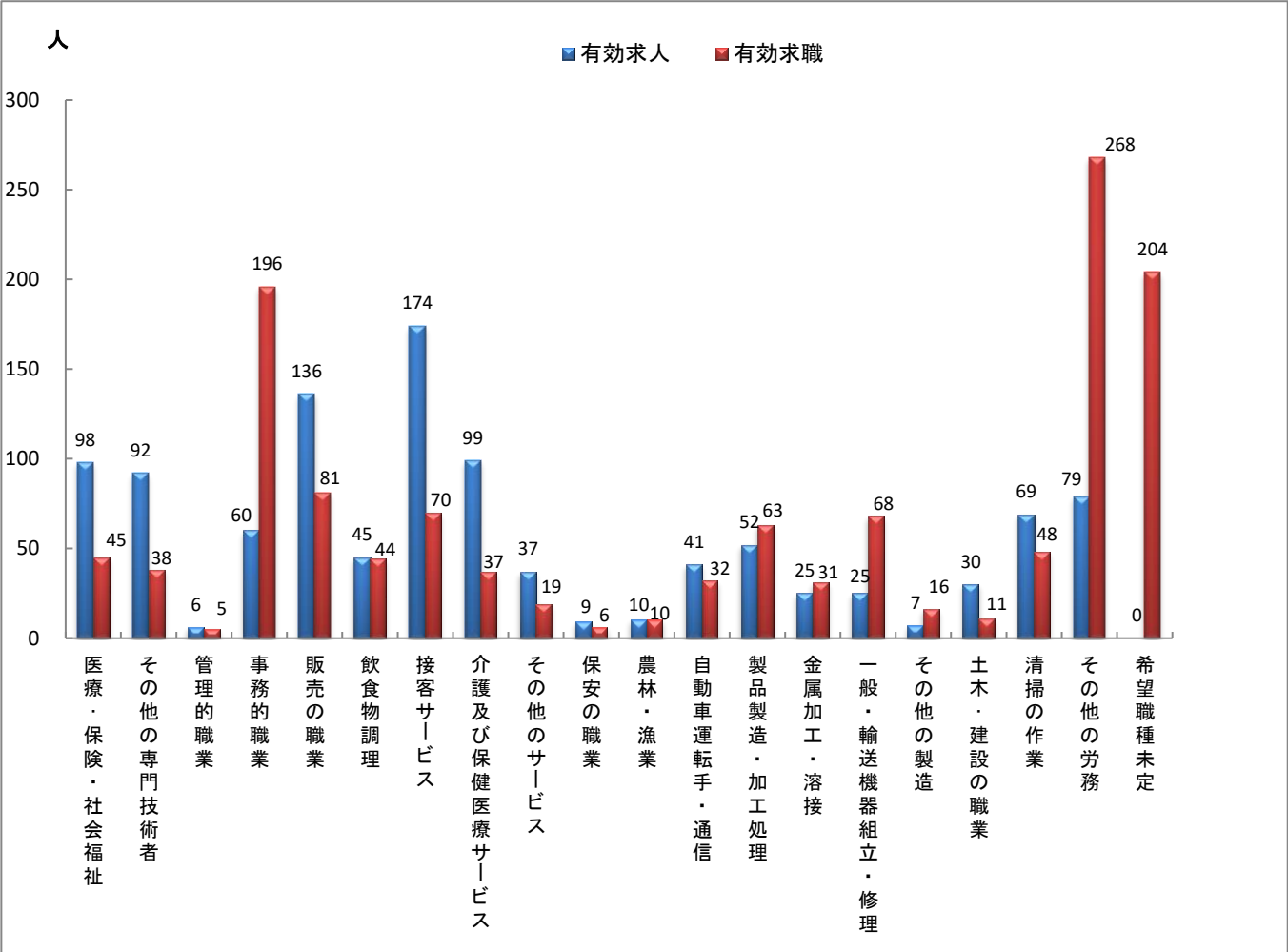
◇一般職業紹介状況(パートを含む全数)

		本 月	男	女	前 月	前年同月	前年 同月比
求 職	新 規 求 職 申 込 件 数	254	112	142	273	231	10.0%
	① うち 常 用	254	112	142	273	231	10.0%
	うち(保)受給者	73	33	40	57	57	28.1%
	うち パ ー ト	96	31	65	118	100	▲ 4.0%
	月 間 有 効 求 職 者 数	1,295	594	701	1,262	876	47.8%
職	② うち 常 用	1,292	592	700	1,258	874	47.8%
	うち(保)受給者	557	220	337	546	284	96.1%
	うち パ ー ト	558	182	376	541	368	51.6%
紹 介	紹 介 件 数	338	154	184	307	262	29.0%
	③ うち 常 用	320	147	173	294	252	27.0%
	うち(保)受給者	102	39	63	90	50	104.0%
	うち パ ー ト	157	51	106	129	100	57.0%
就 職	就 職 件 数	120	41	79	94	112	7.1%
	④ うち 常 用	116	40	76	90	106	9.4%
	うち(保)受給者	36	10	26	29	29	24.1%
	うち パ ー ト	68	17	51	42	50	36.0%
求 人	新 規 求 人 数	548	☆	☆	408	526	4.2%
	⑤ うち 常 用	525	☆	☆	378	515	1.9%
	うち パ ー ト	244	☆	☆	147	188	29.8%
	月 間 有 効 求 人 数	1,150	☆	☆	1,041	1,765	▲ 34.8%
	⑥ うち 常 用	1,094	☆	☆	984	1,707	▲ 35.9%
諸 比 率	うち パ ー ト	453	☆	☆	382	717	▲ 36.8%
	新 規 求 人 倍 率	2.16	☆	☆	1.49	2.28	▲ 0.12P
	⑤/① 常 用	2.07	☆	☆	1.38	2.23	▲ 0.16P
	有 効 求 人 倍 率	0.89	☆	☆	0.82	2.01	▲ 1.12P
	⑥/② 常 用	0.85	☆	☆	0.78	1.95	▲ 1.10P
	就 職 率 (%) ④/①	47.2	36.6	55.6	34.4	48.5	▲ 1.3P
	有 効 求 職 者 中 (保) の 割 合	43.0	37.0	48.1	43.3	32.4	10.6P
率	” 4 5 歳 以 上	61.2	64.8	58.2	60.2	55.0	6.2P
	” 5 5 歳 以 上	41.5	46.8	36.9	40.3	38.0	3.5P

*男女の登録をしない場合もあるため、男女の合計が全体数と一致しない場合もあり。



◇職業別 求人・求職の状況(パートを含む常用)



◇新規常用求職者の実態(パートを除く)

区 分	本 月	前 月	前年同月	前年同月比
新 規 常 用 求 職 者	158	155	131	20.6%
在 職 者	46	35	35	31.4%
離 職 者	103	113	93	10.8%
定 年 到 達 等	2	4	4	▲50.0%
事 業 主 都 合	34	48	16	112.5%
自 己 都 合	67	59	73	▲8.2%
自 営 ・ そ の 他	0	2	0	—
無 業 者	9	7	3	200.0%
家 事 ・ 育 児	0	1	0	—
そ の 他	9	6	3	200.0%

◇雇用保険給付関係業務

(短時間受給者を含む) (金額単位:千円)

		本 月			前 月	前年同月	前年 同月比
		計	男	女			
基本手当 (基本分)	受 給 資 格 決 定 件 数	116	49	67	57	77	50.6%
	初 回 受 給 者 数	85	36	49	56	44	93.2%
	受 給 者 実 人 員	389	148	241	364	182	113.7%
	支 給 金 額	46,456	20,018	26,438	46,364	21,161	119.5%

◇雇用保険適用関係業務

		本 月			前 月	前年同月	前年 同月比
		計	男	女			
月 末 現 在 適 用 事 業 所 数		1,350	☆	☆	1,349	1,348	0.1%
月 末 現 在 被 保 険 者 数		18,466	9,230	9,236	18,537	19,084	▲3.2%
被 保 険 者 資 格 取 得 者 数		155	65	90	140	222	▲30.2%
被 保 険 者 資 格 喪 失 者 数		220	117	103	292	250	▲12.0%
離 職 票 交 付 枚 数		151	☆	☆	229	151	0.0%

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保(義務)



70歳までの就業確保(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の**いずれか**の措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

詳細については、石川労働局のホームページをご確認ください。